

2022年8月9日

アセットマネジメントOne株式会社

2021年度スチュワードシップ活動に関する 自己評価について

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長 菅野暁、以下「AM-One」）は、投資先企業の持続的な成長と企業価値向上を促すことを通じ、お客様の中長期的な投資リターン拡大を図るべく、積極的にスチュワードシップ活動を実施しております。本年度もスチュワードシップ・コードの原則・指針毎に自己評価（振り返り）を実施致しました。具体的な取組み内容は、以下の通りです。なお、スチュワードシップに関する活動の内容および自己評価につきましては、経営政策委員会として設置している「責任投資委員会」において妥当性の確認を実施しております。

<主な取組み内容>

2021年度は、「投資の力で未来をはぐくむ」というコーポレート・メッセージのもと、運用会社として取り組むべきグローバルの環境・社会のマテリアリティ（重要課題）を特定し、脱炭素の取組みである Net Zero Asset Managers initiative における 2030 年中間目標を策定する等、企業価値向上と持続的な社会の実現に向けて積極的な取組みを行いました。

スチュワードシップ原則毎の取組みのポイントは以下の通りです：

原則 1：

「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

運用会社として取り組むべき、環境・社会におけるグローバルのマテリアリティを特定。それを踏まえ「サステナビリティレポート 2021」でサステナビリティを経営に練りこむための考え方や取組みを公表。また、脱炭素社会実現に向けた取組みにおいては、「Net Zero Asset Managers Initiative」における中間目標として、2030年時点で当社運用資産（2021年3月末時点）の53%、30兆円をGHGネットゼロとする目標を設定し、公表。

原則 2：

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

全議案、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づいて議決権行使を実施。親会社等の議案判断については、独立した第三者である議決権行使助言会社に助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問。責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を実施。コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングを実施（利益相反に係る事象の指摘なし）。

原則 3 :

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

グローバルの NGO やイニシアティブ、官公庁との対話等を通じて新たな ESG 課題の把握に務めるとともに、官公庁の研究会や SASB などでの情報開示基準策定の議論に参加。また、マサチューセッツ工科大学スローン校の ESG スコアに関する研究への参画など、グローバルの知見を積極的に取込み。

さらに、「日経統合報告書アワード」への参加を含め、財務・非財務を含めたマテリアリティや中長期的な価値創造プロセスの共有のための統合報告書の発行を投資先企業に促進。

原則 4 :

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

新型コロナの影響が長期化する中、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けて、当社としての中長期的な ESG 課題認識を改めて明示。当年度は 2050 年までのネットゼロを見据えた気候変動対応や DX 促進に加えて、社会的関心が高まっている人的資本（人材戦略・人権・ダイバーシティ）や生物多様性、について課題認識の共有と取り組み強化について対話。パッシブ運用については、非重点企業を含めた幅広い企業と対話し、実効的なガバナンス体制構築やサステナビリティ経営推進に向けた ESG 課題へのエンゲージメントを一層強化。アクティブ運用については、ESG マクロリサーチチーム、ESG 定量分析チームを組成。中長期の視点で分析するトップダウン型の ESG リサーチや非財務情報に関する定量データを収集・分析を開始。

原則 5 :

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

議決権行使について意見交換する議決権ミーティング（SR ミーティング）を、社外取締役を含む投資先企業の経営陣等と活発に実施。2021 年 4 月以降の株主総会から適用の議決権行使基準においては、継続的なエンゲージメントにも拘らず投資先企業の取組みに改善がみられない場合の対応について、取締役選任議案の賛否に反映することを議決権行使ガイドラインに明記。

また、2022 年 3 月 4 日に、2022 年 4 月以降の株主総会から適用する議決権行使基準の改定案を公表。当社のマテリアリティ分析で特定された 3 つのフォーカスエリア（気候変動、生物多様性、人権とウェルビーイング）について、エンゲージメントの結果を議決権行使に反映していくことを明記。

原則 6 :

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

個人・法人のお客様をはじめ様々なステークホルダー向けに、サステナビリティを経営に練りこむ姿を社外に積極的に発信するため「サステナビリティレポート 2021」を発行するとともに、個人のお客様さまが投資商品の内容を正しく理解できるように、法定帳票のみならず、それら以外の媒体も活用して、適切な情報提供や開示を積極的に実施。

原則 7 :

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

外部アドバイザーをメンバーに含む「サステナビリティ諮問会議」を設置し、当社のサステナビリティ・ガバナンスを強化。また、気候変動において AIGCC や CDP に新規参画したほか、生物多様性については WBA ベンチマークへの提言、TNFD Forum に参画。また、MIT や早稲田大学との共同研究などアカデミックとの連携も推進など、フォーカスエリアに関してイニシアティブ参画やアカデミックとの連携による知見の獲得を強化。

具体的な取組み内容は、自己評価（[要約版](#)または[詳細版](#)）をご覧ください。

【アセットマネジメント One について】

アセットマネジメントOne株式会社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社（以下、総称して「統合4社」）が統合し、2016年10月1日に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高は約60兆円と国内有数の規模を誇ります。

統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、資産運用のプロフェッショナルとして、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

HP：<http://www.am-one.co.jp/> ※運用資産残高は2022年3月末時点。

商号等／アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会